

第九期東京都障害者施策推進協議会
第6回専門部会

令和3年2月8日（月曜日）

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

第九期東京都障害者施策推進協議会第6回専門部会
会議次第

令和3年2月8日（月曜日）

1 開会

2 議事

(1) 提言案について

3 閉会

【配布資料】

- 資料1 東京都障害者施策推進協議会委員名簿
- 資料2 東京都障害者施策推進協議会専門委員名簿
- 資料3 東京都障害者施策推進協議会書記名簿
- 資料4 東京都障害者施策推進協議会の開催日程
- 資料5 東京都障害者計画・第6期東京都障害福祉計画・第2期東京都障害児福祉計画の策定に向けて（提言）（案）
-
- 参考資料1 第八期東京都障害者施策推進協議会提言（概要・本文）
- 参考資料2 東京都障害者・障害児施策推進計画（概要・あらまし・本文）
- 参考資料3 2020年版 東京の福祉保健
- 参考資料4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針（概要）
- 参考資料5 第4次障害者基本計画概要（内閣府資料）
- 参考資料6 これまでの事務局作成資料（抜粋）

(午後3時00分 開会)

○大塚部会長 それでは、東京都障害者施策推進協議会の第6回専門部会を開催いたします。

本日は、拡大専門部会といたしまして、委員の皆様にご出席をいただきまして、議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、まず、委員の出席状況等について事務局から説明をお願いいたします。

○梶野課長 計画課長の梶野でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、本日の部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日も、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえまして、前回と同様、会場での御参加とオンラインでの御参加の併用で開催しております。

委員の出欠状況でございますが、本日は、協議会委員につきましては、石森委員、長谷委員、西田委員、三辻委員から御欠席の連絡をいただいております。また、専門委員につきましては、榊原委員から御欠席の連絡をいただいております。

なお、これまで協議会委員として御尽力いただきました石川委員におかれましては、千代田区長職の御退任に伴いまして、委員御辞退の御連絡をいただいております。なお、補欠の委員につきましては、現在調整中でございます。

次に、本部会の書記につきましては、お手元の資料3の名簿のとおりでございますが、本日は議事に関係する職員に限り、限定して出席しております。なお、障害者施策推進部以外の関連する部局の職員も出席しております。また、一部の職員につきましては、オンラインにより出席をさせていただいておりますが、時間の都合で個別の紹介は割愛いたします。

続きまして、配布資料の確認でございます。お手元の会議次第の裏面に、配布資料の一覧をつけてございます。資料の1、2、3、4はこれまでと同様、本協議会委員及び専門委員書記の名簿、開催日程となっております。資料5が本日御議論いただきます次期計画の策定に向けての提言案でございます。そのほか参考資料の1から6について、前回と同様のものをつけてございますので、御確認いただければと思います。

もし資料の不足等がございましたら、事務局にお知らせください。

続いて、会議の公開についてでございます。本協議会及び専門部会は、審議資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただいております。今回も新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から傍聴は御遠慮いただいておりますが、後日、都のホームページに会議資料及び議事録を掲載いたしますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

最後に、本日オンラインで参加されている委員の皆様へのご挨拶でございます。イヤホンあるいはヘッドホンをご用意いただける方は着用をお願いいたします。また、御自身の御発言以外ときには、マイクは常にオフの状態としていただくようお願いいたします。オンの状態のままですと、御自身の回りの音がこちらの会場まで聞こえてしまう可能性がございますので、御注意ください。

また、御発言の際には事前にお送りしました挙手カードを画面に映し出させていただきますようお願いいたします。また、会議の途中で音声がかき消えるなどの不具合が発生した場合は、事前に

事務局から御案内をしておりますメールアドレスにメールで御連絡いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○大塚部会長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、これまで5回の専門部会での議論に基づき取りまとめた協議会の提言案について審議する予定となっています。

まずは、事務局から資料の説明をお願いします。

○梶野課長 それでは、資料5を御覧ください。

東京都障害者計画、第6期東京都障害福祉計画、第2期東京都障害児福祉計画の策定に向けて（提言）（案）でございます。

前回の第5回専門部会で御提示しました提言の素案に、障害福祉分野以外の分野の記載と、前回の意見を踏まえた記載を加えまして、提言案という形でまとめたものでございます。

まず、表紙をおめくりいただきますと目次になっておりますが、その裏面、2ページ目に、本文中における強調表示についてということで、主な変更箇所の表記方法についての注記がございます。記載のとおり、黒の星印と下線をつけた部分が、前回、専門部会での御意見等を踏まえて、今回追加・修正した部分になります。また、黒丸数字の5と波線をつけた部分が、第5回専門部会で追加・修正した部分、黒丸数字の4と波線をつけた部分が、第4回専門部会で、第3回専門部会までの御意見等を踏まえて、前期提言の内容から追加・修正した部分です。追加・修正の経過として御確認いただければと思います。

本日は黒の星印と下線をつけました直近の修正部分を中心に御説明いたします。

では、本文に入りまして、1ページ目から3ページ目にかけては、前回の専門部会から変更はございませんが、「はじめに」としまして、障害者権利条約や条約基準に先立つ国内法令整備の動き、また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等について記載しております。

また、3ページ目には、基本理念と5つの施策目標を記載しております。基本理念と施策目標につきましては、前期提言からの大きな変更はございません。

続く、4ページ以降、「第2 目標達成のための施策と取組」としまして、5つの施策目標について順次記載しております。

まず、施策目標I、共生社会実現に向けた取組の推進では、5ページの（2）障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進のところ、心のバリアフリーに関する記載を障害の社会モデルに則した表現に修正してはどうかとの御意見を踏まえまして、一つ目と二つ目の丸の記載を修正しております。

また、心のバリアフリーに関しては、気づきだけではなく、行動に移すことも大事との御意見を踏まえて、二つ目の丸の前半に記載を加えました。さらに、二つ目の丸の後半でございますが、事前にお送りした案に一部文言を加えております。読み上げますと、「将来の社会の担い手である児童や生徒が、人々の多様性を理解し、思いやりの心を育む教育を充実するとともに、教育以外の場面においても」という文言を加えております。前回、御欠席の委員から御意見として御提出いただいた中で、障害者への理解促進には幼少期からの取組が重要との御提言があったことも

踏まえて、追記をしたものです。

続いて、その下（３）情報バリアフリーの充実ですが、一つ目の丸の情報伝達方法の例示の中で、前回は「点字をはじめ」としておりましたが、点字以外の情報伝達方法もどれも重要なので、「をはじめ」の部分を削ってはどうかという御意見を踏まえて、修正しております。

また、同じく一つ目の丸の情報伝達方法の例示の中ですが、「ICT機器」としてありましたところを「デジタル技術」に修正いたしました。これは、専用の機器だけではなく、パソコン等の汎用性のある機器でも利用できるアプリの活用も重要という御意見を踏まえて文言修正をしたものでございます。

続いて、６ページから７ページにかけて、２のスポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進は、前回の専門部会では別途検討としていた部分ですが、前回の御議論を踏まえて、今回新たに記載しております。

前回の専門部会後に、越智委員から、パラリンピックだけではなく、スペシャルオリンピックスやデフリンピックとの理解・啓発も必要との追加の御意見をいただいたところです。６ページの（１）障害者スポーツの振興では、パラリンピックの競技に限らず、幅広い障害者スポーツの振興として記載をしております。

続いて８ページ、３、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり、こちらも前回の専門部会では、別途検討としていたものですが、今回新たに記載しております。前回までにいただいた御意見、例えば、バリアフリー整備のさらなる充実が必要である、また、ホームドアの設置が必要であるといった御意見を踏まえて記載しております。

続いて、９ページから施策目標Ⅱ、地域における自立生活を支える仕組みづくりでございます。１の地域におけるサービス提供体制の整備と、１１ページからの２、地域生活を支える相談支援体制等の整備は変更がございません。１４ページからの３、入所施設・精神科病院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援について、１７ページが前の１６ページから続く精神科病院からの地域生活への移行に関してでございますが、一番最後の丸、地域包括ケアシステムの構築の推進に向けた協議の場の活用や区市町村へのバックアップについても記載してはどうかという御意見を踏まえて記載を加えております。

さらに、その下の４、障害者の住まいの確保、こちらも前回の専門部会では、別途検討としていた部分で、前回の御議論を踏まえて、今回新たに記載をしております。

次に、１８ページからの５、保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応のうち、１９ページの（２）精神障害者です。前回の専門部会で、二つ目の丸などの記載について、障害の社会モデルに即した表現に修正したらどうかとの御意見をいただきましたが、こちらは、記載の趣旨としまして、御本人の精神症状に変化があった場合も、引き続き、地域で生活できるよう、また、疾病の早期発見、治療の観点から、関係機関が連携して対応する必要性について記載をしている項目ですので、大幅な修正は行わず、文言の一部修正にとどめる案としております。

また、四つ目の丸では、自殺防止の対策が重要との御意見を踏まえて、自殺防止の取組で用いて

いる文言も参考に、「こころの健康に関わる内容」を「こころの不安や悩み」と修正しております。

次に、20ページの下段から、6の安全・安心の確保です。(1)のうち災害時等における支援と、次の21ページの下からの(2)地域生活における安全・安心の確保が、前回の専門部会では、別途検討としていた部分で、今回記載しております。

なお、20ページの(1)の表題ですが、前期提言では、「災害時における障害者支援」となっております。前回の専門部会でも御確認いただきましたとおり、今回の提言案では、後段の21ページ、五つ目の丸以降に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた記載を加えておりますので、災害時等における支援の継続の重要性を改めて明確にするという観点から、表題を「災害時等における支援の継続」に改めております。

続いて、22ページから、施策目標のⅢ、社会で生きる力を高める支援の充実です。

1の障害児への支援の充実のうち、24ページの(5)障害児支援の提供体制を確保するための方策の二つ目の丸ですが、「児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、各事業所の支援の質を確保する取組が引き続き求められる」との記載を加えております。前回の専門部会での御意見や国の報酬改定に係る検討状況等も踏まえて記載を加えたものでございます。

さらに次の25ページ、二つ目の丸に、重症心身障害児や医療的ケア児の放課後等支援の充実についても記載を加えております。

そして、その下、三つ目の丸でございますが、聴覚障害児を含む難聴児支援のための体制整備の記載につきまして、前回専門部会後に、越智委員から、新生児聴覚スクリーニングで聴覚障害が発見された場合、医療に偏った情報提供が見られるので注意が必要であるという追加の御意見をいただきました。これを踏まえまして、バランスの取れた適切な支援のため、医療分野だけではなく、福祉分野、教育分野などの関係機関等の連携強化が必要との趣旨で、分野を明記する修正を加えておりますので、御確認いただければと思います。

続いて、その下、2の全ての学校における特別支援教育の充実につきまして、こちらも前回の部会では、別途検討としており、今回新たに記載したところですが、事前にお送りした案では調整中としておりましたが、本日の資料では記載をしておりますので、少し長くなりますが読み上げさせていただきます。

国の中央教育審議会初等中等教育分科会の報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしている。

平成25年9月の「学校教育法施行令」の一部改正により、障害のある児童・生徒等の就学先の決定について、原則、障害のある児童・生徒等は特別支援学校に就学するとしていた仕組みから、障害の状態、教育的ニーズ等を踏まえて、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改定された。

都は、平成29年2月に策定した「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画」において、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能

力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念として掲げ、国の考え方も踏まえて、特別支援教育の一層の充実に取り組んでいる。

障害のある幼児・児童・生徒のライフステージ全体を見通して、一貫性のある支援を行っていくため、個別の教育支援計画の作成を通して、教育、保健、医療、福祉、労働などの関係機関が、一層連携を深めて対応していく必要がある。

知的特別支援学校の在籍者数の将来推計を踏まえて、学校の新設や増改築をはじめとして、多様な方法により規模と配置の適正化を更に推進するとともに、障害のある幼児・児童・生徒が安心して安全に教育を受けることができるよう、教育環境を一層充実していく必要がある。

通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒に対して、特別支援教室の設置をはじめ、在籍校で障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられる体制を引き続き整備する必要がある。

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、特別支援学校において医療的ケアを実施できる体制を整備することで、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を一層確保していく必要がある。

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流する機会を創出し、互いに理解を深められる教育環境の整備が求められる。

私立の特別支援学校等においても、特別な配慮を必要とする児童・生徒が増加しており、教育水準の維持・向上、並びに保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

以上でございます。

今、御確認いただきましたように、一つ目の丸では、前回の専門部会で御意見がありましたインクルーシブ教育についての記載を加えております。また、26ページの二つ目の丸で、知的特別支援学校の教室の不足といった御意見も踏まえて規模と配置の適正化の推進についても記載を加えております。

また、その下の3、職業的自立に向けた職業教育の充実、こちらも事前にお送りした案では調整中としておりましたが、本日の資料では記載を加えておりますので、少し長くなりまして恐縮ですが読み上げさせていただきます。

特別支援学校においては、自らの望む将来を実現するためのキャリア教育を推進し、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育の充実努める必要がある。

視覚障害特別支援学校においては、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等の養成カリキュラム等の改善に関する検討の動向を踏まえ、高等部教育課程の課題を改めて整理し、その在り方を検討するとともに、就労に必要な資格の取得やスキルの習得を目指した教育を引き続き実施する必要がある。

聴覚障害特別支援学校高等部においては、専攻科に進学する生徒が多いことから、高等部本科及び専攻科それぞれにおける職業教育の関連性を踏まえて、それぞれの位置づけを明確にするため、高等部本科及び専攻科修了者の就職状況等を分析し、高等部の職業教育の在り方を検討する必要がある。

知的障害特別支援学校高等部においては、職能開発科の設置を進めるとともに、就業技術科、職

能開発科、普通科の3科による重層的な職業教育を展開し、障害の状態や程度に応じて、きめ細かい職業教育や就労支援を実施して、知的障害のある生徒が一人でも多く企業就労を実現できるよう取り組む必要がある。

肢体不自由特別支援学校においては、生徒のニーズに応じて、職業生活を送るために必要な知識や技能の習得に向けた学習機会を充実させていく必要がある。

教育委員会、福祉保健局、産業労働局等が連携して、企業に対して障害者雇用に関する理解と協力を求めていくとともに、引き続き、企業開拓や職場定着支援等の充実を図るため、就労支援体制を整備する必要がある。

以上でございます。

最後に32ページを御覧ください。「おわりに」としまして、今回の検討の大きな背景につきまして、再度触れた上で、長期的な課題、また国において解決すべき課題に言及し、次期の計画期間中にも継続して、今回議論してきた内容を評価・審議していく必要性について、記載しております。

資料5の説明は以上でございます。

なお、2点補足させていただきます。

まず、前回の第5回専門部会で、福祉のまちづくりの関連で、音響信号機の設置状況につきまして御質問をいただきました。書面開催しました第2回総会でも同様の御質問をいただいておりますが、第1回専門部会の資料4中で御回答しておりますが、改めて御紹介いたします。

視覚障害者用の信号機につきましては、視覚に障害のある方からの御要望を受け、行政区が設定する重点整備地区を優先に設置しています。令和元年度末時点の信号交差点数は1万5,876か所、視覚障害者用信号機の設置交差点数は2,574か所となっております。

もう一点、参考資料の一部修正につきまして説明いたします。

お手数ですが、参考資料の6これまでの事務局作成資料の抜粋となっておりますが、7点目の、右肩に参考資料6-7と記載しております「福祉施設入所者の地域生活への移行等に係る実績」を御覧いただければと思います。

資料の下のほう、2の入所施設定員数の推移でございますが、一番下の表中の平成29年度末以降の定員数に、括弧書きで障害児入所施設から障害者支援施設に移行した定員増分の140人分を除いた数を追記いたしました。表の下の二つ目の米印にも注記を記載しておりますが、障害児入所施設から障害者支援施設への移行、いわゆる児者転換による定員増につきましては、新たな施設入所とは性格が異なりますので、今後の計画における定員数の施策目標設定、あるいは実績の管理に当たりましては、この定員増分を除いた数を用いる予定でございます。

補足の御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○大塚部会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの説明を踏まえながら、資料5について審議をしていきたいなと思います。かなりのボリュームがあって長いので、全体を二つに分けて議論を進めることといたします。

まず、前半として、はじめにと、第1の障害（児）福祉計画に係る基本的事項と第2の目標達成

のための施策と取組のうち、施策目標の二つ目までということです。皆様のお手元の資料5で言うと、22ページの上まで。それを前半といたします。後半については、22ページ以降ということにしたいと思います。

では審議をしていきたいと思います。御発言の際は、会場にいらっしゃる委員の皆様は挙手をお願いいたします。オンライン参加をされている委員の皆様は、事務局から説明があったとおりの挙手カードを挙げていただきたいと思います。誠にすみませんけれども、たくさんの方の御意見をいただきたいと思います。御意見については簡潔にお話をさせていただきたいと思います。

それでは、御意見のある方はどうぞ。

それでは、安部井委員さん。

○安部井委員 ありがとうございます。

6ページのスポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進というところですが、障害者スポーツ、それから文化芸術、身近な地域活動という項目立てがありますが、生涯学習に関してはないので、項目立てるということはできないのでしょうか。

生涯学習は、余暇活動や社会生活に必要な知識や技能の習得のための学習だけではなくて、自分の可能性を追求し、自己実現を図ることができる純粋な学びであると思います。今回、25ページから26ページに特別支援教育の充実として、かなり教育内容に関して記載していただきましたが、その中にも、ライフステージに沿って、一貫性のある支援という文言があるように、特別支援学校在籍中から生涯学習の関心を高めて、将来を見据えた教育活動によって、卒業後も主体的な学びの機会を得ることができるようになると思います。

現状では、生涯学習の機会や学びの場の整備が実現されているとは言い難く、生涯学習を推進する人材の育成確保が課題となっています。支援に携わる保健、医療、福祉、教育などの関係機関の組織的な連携体制の構築が必要であると思います。

障害が重く医療的ケアを必要として生活している場合には、学びの場に通うことが困難です。在宅でも学べる生涯学習の機会が必要と考えます。どのような形態であっても、生涯学習によって社会参加の機会が得られ、地域の方々と交流することで、共生社会の実現にもつながると思いますので、ぜひ、生涯学習も項目立てしていただけたらと思います。

以上です。

○大塚部会長 はい。ありがとうございます。

これについては、事務局はお考えはありますか。

○梶野課長 現在の案文では、(3)のタイトルは「身近な地域活動等…」となっておりますけれども、内容としては、「生涯にわたり、様々な学習活動や…」という形で生涯学習を盛り込んだものとなっております。ここに生涯学習という項目を盛り込むかどうかというところはあるかと思いますが。

また、体制等について、今の段階で具体的なものはお答えしがたいため、まずは御意見ということで、承らせていただきます。

○大塚部会長 はい。ありがとうございます。

一昨年ですか、文部科学省の障害者の生涯学習プラン等で、検討委員会を設けて、いろいろ議論をしたということでありまして、そういう中で、どのような形が分かりませんが。

ほかには、いかがでしょうか。

眞壁委員さん、お願いいたします。

○眞壁委員 私は、二つお話ししたいと思います。

一つは、障害者の計画ですから、もちろん当事者のことが中心になるわけですが、当事者の家族もいるわけですね。その家族への支援について、19ページに発達障害児（者）の家族の支援が重要ということを書いてあるんですけども、私は、発達障害だけじゃなくて、全ての障害者（児）の家族の支援をやはりきちんと打ち出すべきではないかなと思っておりまして、それが一つ。

それから、もう一つは、教育のことなんですけど、心のバリアフリーの推進とか、いろいろ出ていますけれども、例えば、2022年に、高校の学習指導要領で、やっと精神疾患についての内容が入ってきます。でも、実際に発症するのは、中学2年生辺りが、統合失調症なんかは多いんですね。そうするとやはり、一番発症しやすい時期の子供たちにきちんと、自分がちょっとこういうところがおかしいなと感じたときに、どこに相談に行ったらいいのかなとか、そういう病気になったとしても、ちゃんと治るんだよというような治療をすれば治るし、早く治療をすれば軽く済むというような、そういうことをきちんと教育の場で、義務教育の場でやってほしいなと思うんですね。

私、この東京都の会議にもう6年以上出ていますけれども、ずっと言っているんですけど、どうも保健、医療、福祉と教育と、なかなか垣根が超えられないというか、そういうところがあって、その連携がうまくいっていないなと思うんですけども、ぜひ、この提言で、そういうところもきちんと提案していただきたいと思います。

以上です。

○大塚部会長 はい、御意見ということでよろしいですか。家族支援は、どうしても発達障害の方については、トレーニングだとかプログラムということで、盛んに国が政策を進めているんですけど、全障害に共通した、多分ファミリーサポートという言い方かもしれませんが、そういうことを推進していくことが大切かなと。ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。ウェブの方で意見がある人は、カードを上げていただけます。

ウェブのほうの方、よろしいですか。

じゃあ、こちらのほうで菊地委員さん、白石委員さんということでお願いします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

6ページの文化芸術活動の推進のところに関して、意見を申し上げたいと思いますけれども、障害者アートの支援ということが、ここに書かれているわけですが、この文言だと鑑賞とか、参加とかに限られて書かれておりますけれども、障害者アートを障害者の自立とか、就労活動とかの絡みで捉えて、障害者のデザインを商業活動に結びつけて成果を上げているところが実際に

あります。障害者のデザインを基にネクタイを作ったりとかして、販売して、そのデザインをした障害者には障害者向けのお金ということじゃなくて、デザインをしたデザイン料として、しっかり払われているということをお伺いしております。

ですので、障害者アートということに関して、デザインも含めてだと思っただけですけども、就労支援との絡みでしっかり収入を保証するという意味での支援というところまで、実際に実績を上げているところもありますので、そういうような位置づけに、少し踏み込んでいただきたいというのが意見です。

以上です。

○大塚部会長 はい。どうもありがとうございます。

御意見ということでよろしいでしょうか。

○菊地委員 はい。

○大塚部会長 次は、白石委員、お願いします。

○白石委員 白石です。

先ほど眞壁委員がおっしゃったこと、家族のことについて、やはり私も可能な範囲で全体の問題として取り上げていただけるようお願いしたいと思います。

関連して、12ページに、第5回部会で指摘された、介護保険制度の対象となる障害者についてはというところがございます。これは障害を持った方が高齢になったときの障害福祉のサービスと介護保険系のサービスの柔軟な対応ということだと思っただけですけど、やはり障害をお持ちの方の高齢化ということ踏まえたときに、昨今、8050と言われておまして、介護保険のところから家族の方の相談が上がってくるとか、高齢化に伴って必要になってくる、いろんなことに対応する、その必要性をここにちょっと入れていただくといいのではないかというふうに思います。

○大塚部会長 ありがとうございます。

御意見ということでよろしいですか。もしかしたら、共生型サービスのこともあるかもしれませんね。

ほかにはいかがでしょうか。

小澤委員さん、どうぞ。

○小澤委員 小澤です。

私は、地域生活支援拠点と、相談支援体制という部分が、非常に関心の高いテーマなので見ていたんですが、こちらの墨字資料で言いますと、10ページから11ページに関して記載されているところになるんですが、特に11ページのところになります。

そこで、地域生活支援拠点の整備に関して、好事例を紹介するということが書かれているんですが、今、参考資料を見ていると、いくつかの自治体載っているんですが、やはり紹介することなので、どういうものが好事例かというのを示さないと、特に東京には、いろいろな区町村がございまして、こういう観点、こういう条件で好事例というようなところまで示していただくとありがたいかな。この提言本体に示すかどうかは別なんですけど、これが思ったもの

の一つ目です。

それから、二つ目は、同じく基幹相談支援センターも好事例の紹介と書いてあるんですけど、これも同じ話で、やっぱり東京の状況は非常に多岐にわたっているので、どういう条件や、どういう状況の基幹相談支援センターが好事例か出していただくと、市区町村にとってみると、非常に参考になるんじゃないかと思ったのが2点目です。

それからもう一つ、11ページの最後に書いてあるのですが、主任相談支援専門員ということで、国のほうの養成が2か年ほどありまして、今年度は、各都道府県に養成の主体が変わったんですけど、東京都として、この主任相談支援専門員をどういう観点で、どのぐらい人数を養成し、どういう戦略で、人材育成をするかみたいなところを示したほうが、着実に養成するのは当然なんですけど、もう少し具体的な提案をしていかないと、なかなか分かりにくいところがあるんじゃないかなと思った次第です。意見です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

好事例については、ちょっと書きぶりを検討ということでよろしいですか。

それから、もう一つ、主任相談支援専門員については、もし事務局からあれば。

○佐藤課長 事務局から、地域生活支援課長、佐藤でございます。

前回までの部会でもいろいろ御意見いただきました、地域における相談支援拠点ということで、好事例につきましては、例えば、国のホームページに新宿区であるとか、八王子市であるとか、載っております。かなり内容が細かくて、本当に地域に密着したやり方がいろいろとあるものですから、ちょっとここで書き切れないところもあって紹介にとどめております。あと、相談支援専門員につきましては、コロナ等の関係で、今年度は研修も一部制限されたんですが、今、数字が手元にないんですけど、毎年、約五、六十名程度ずつ輩出しております。まだまだこれからと思っていますが、順々に育成して、地域拠点の強化につなげていきたいと思っています。いただいた御意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○大塚部会長 はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

はい、それでは、ウェブのほうから、中西委員さん、お願いいたします。

○中西委員 相談支援体制については、今、強度行動障害者なんかが地域で自立生活をはじめて、我々も彼らが介助者に対して暴力を振るってくるのをどうやって止めるかというのを、施設の専門的な相談員も入れて対応を考えるというような、レベルはかなり上がってきているんですね。もちろん、家族との関係も分離をどうやってやるかというのも、この基幹相談支援センターは、国として、基本的に、高度の相談に乗れるような人材を配置しようという考え方なんですけども、私のほうは、相談事業については、拠点事業ということでして、10万人に1か所の相談支援センターで対応しようと。かなり手強い相手に対応するためには、5人ぐらいの専門職員を配置する必要があって、八王子市は、それを人件費を2,000万出して応援してくださっているわけですけども、東京都からの支援はまだ入っていないので、やはりこれを仕事としていけるような方向に向けての審議、東京都での委員会の開催とか、そこまで立ち入ってここに書いていただ

きたいなというふうに思います。

以上です。

○大塚部会長 はい、ありがとうございます。

御意見ということでよろしいですか。

○中西委員 できればそこまで踏みこめるような実質的な内容を持ったものにしてほしいと。

○大塚部会長 はい、御意見ということで承りました。

ほかにはいかがでしょうか。

岩本委員さん、どうぞ。

○岩本委員 岩本です。よろしく申し上げます。

今回記載していただいた17ページの精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの各区市町村への支援、バックアップ体制ということは、とても必要だと感じております。それぞれの市区町村へのバックアップももちろん大事ですけれども、自治体によっては、なかなか一自治体で協議の場として機能させるのが難しいところもあるかと思っています。例えば、規模が小さいとか、自治体に精神科病院がないとか、そういったことで、なかなか話が進まないところもあろうかと思うんです。例えば、複数の自治体での取り組みが必要なとき、一自治体から働きかけるのは難しいところがあるので、市区町村をもたいたところでの東京都からのサポートがあるといいと思っています。その辺り、お考えがあればお聞きしたいなと思います。お願いします。

○大塚部会長 市町村をまたいでの連携体制についての御質問です。事務局のほうでお話がありましたら、どうぞ。

○八木課長 精神保健医療課長の八木です。御意見をありがとうございます。

確かに、精神科の病院の地域偏在等、地域によっては、一つの自治体の中で完結するというのはなかなか難しい面もあるかなとは思いますが。ただ、地域包括ケアシステムは今の国の建て付けだと、区市町村ごとに施策を検討するということになっておりますので、都として現時点で統一的な調整を具体的な策としてやるというふうには考えてはいないところです。御意見として承らせていただきながら、各自治体によっては、そういった限られた資源の中で工夫しながら、体制をつくっていくこともあるかと思っておりますので、事例等を紹介していきたいと考えております。

○大塚部会長 よろしいですか。

ほかには御意見はいかがでしょうか。

はい、白石委員さん。

○白石委員 今の岩本委員の意見に関連してなんですけれども、私も9月の第2回の専門部会で発言をさせていただいたんですけれども、都でやっている地域移行体制推進整備事業、この事業の中身を少し変えるにしても、やはり続けていく意義があるというふうに思っておりますので、都の関わりということで、事業面まで書けないかもしれませんが、都の積極的な関与はこの分野には必要だということをおおわせるような文章にさせていただけるといいのではないかとこのように思います。

○大塚部会長 ありがとうございます。

多分、東京都の固有の事情として、区市町村間の連携体制をつくるとか、バックアップするとか、そういう機能が必要だということだと思いますので、そういうニュアンスも検討していただければと思います。

いかがでしょうか。

ウェブのほうで、本多委員さん、お願いします。

○本多委員 ありがとうございます。本多です。

虐待防止と権利擁護という項目があるのですが、それについて、東京都が虐待防止の研修を定期的で開催してくださっているのですが、申込みがたくさんあるらしく、抽せんですかね、漏れることが多いので、規模をもう少し大きくしていただきたいということが1点と、実際に虐待を起こしてしまった施設、または、その当事者への改善案等は、その施設が独自に考えて提出することになっているのですが、そういったときの再教育について、何かこういう研修が有効だよとか、こんなふうに体制を改めたよというような好事例があれば教えていただきたいと思うので、もちろん起こす前の予防の観点は大事だと思うんですけど、実際に起こしてしまった施設さんへの何かアプローチを教えていただければなと思っています。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

虐待の事業所、あるいは施設ですかね。事例も含めて何かありますか。

○梶野課長 具体事例をこの場でお答えするのは難しいかなと思いますが。

1点目にお話がありました研修規模については、今年度から倍に拡大しまして、なるべく多くの方に参加いただけるような取組はしているところです。

虐待対応の個々の事例につきましては、やはり個々の御紹介はなかなか難しいんですが、各施設、事業所の状況に応じて所管部署が対応しているというところでございます。

○大塚部会長 よろしいでしょうか。

ほかには御意見はウェブのほうから中西委員さん、お願いします。

○中西委員 中西です。

19ページの精神障害者のところで、やはり精神障害者の退院促進という意味では、ピアサポーターの役割をやって、どういうふうに地域で暮らしているかを、当事者に教えていくというようなことを私も提案したわけですけど、自立生活センターの職員が施設に毎月通いながら、自立促進するというピアサポーターの役割、それをきちんと位置づけるというのを入れていただきたいのと。

先ほどの虐待の問題は、やはり地域では、虐待せざるを得ないというか、施設のほうは対応方法を知らないの、それをきちんと研修させる必要があると思います。我々のところで虐待が起こらないのは、そういう知識を専門的な施設の職員の優秀な人から聞く機会とか、話を実際に実行する方法、当事者の意見を、本人の意見をちゃんと聞いて、ニーズを地域の中で実現してあげるということに、我々が苦心しているからだと思います。

我々のところでも、施設で殺されそうになって大量出血したのを精神病院に連れていかれて、そ

れを親と一緒に地域に戻して、地域で24時間の重度訪問介護を使って対応して、本人は今喜んで生活しているというふうな形が実現できるので、虐待の対応の仕方、罰するだけでなく、もっと研修をして、虐待を起こらないようにしていくという方策をきちんと勉強していてもらいたいと思います。

はい、それだけです。

○大塚部会長 はい、ありがとうございます。

御意見ということで、虐待は、今、身体拘束等が非常に大きな話になっていて、精神障害も知的障害も含めてだと思えます。

それから、研修ということで、虐待防止の研修もそうなんですけど、強度行動障害の研修とセットなんですよ。一番ハイリスクな方たちなので、そういう意味では、行動障害に対する研修も含めて、関連性が強いということなので。

あとはいかがでしょうか。御意見ということで。

はい、白石委員さん。

○白石委員 たびたびすみません、白石です。

今の19ページのところで、先ほどの眞壁委員さんの御発言、障害をお持ちの方の家族ということだったかと思うんですけど、(2)精神障害者の丸の一番下の●に「精神保健福祉センターにおいて」というところがあるんですけど、そこで「福祉に関する相談に応じ」と書いてあるところに、「福祉に関する本人や家族等からの」という文言を追加をしていただけたらどうかなと思います。

○大塚部会長 はい、具体的な提案をありがとうございます。

対象を誰にするかということで、本人と家族ということを書いておくと、御意見として承ります。ウェブの方、どうぞ。

森山委員さん、お願いします。

○森山委員 森山です。

3ページの基本理念□のところなんですけど、「障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で共に交流し」という言葉があります。交流というのは本当に分かれているものが時々交わるみたいな、すごく違いがあるという書きぶり、確かに障害者の福祉計画ですから、このような形になろうかと思いますが、地域の中で共に生活し、支え合う共生社会の実現というふうな文言ではいかがでしょうかと思います。交流ではなく生活、共に生活するということ。

それから、4ページの差別のところですが、東京都の差別解消に関する条例の中に、障害がある女性への差別、女性だけではないんですけど、複合差別の記述があろうかと思います。ですので、二重差別というか、そういう視点も東京都ならではですから、書いていただければというふうに思いました。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

御意見ということでよろしいですか。交流をどう捉えるかですよ。分かれたものを一緒にする

インテグレーションととるか、それとも最初からインクルーシブということで書いたほうがいいのかという御意見だということです。ありがとうございます。

あとは、いかがでしょうか。

ウェブのほう、いかがですか。

よろしいですか。

それでは、全体をもう一度見ていただくということにいたしますので、その前に後半ということで、22ページの上段から最後までということで、御意見がある方は。

菊地委員さん、どうぞ。それから次は、越智委員さん。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

後半部分でも一つありまして、27ページに、一般就労に向けた支援の充実・強化ということが書いてあります、先ほどの発言とも関連しますけれども、就労ということが雇用に限られてイメージされているということ、すごく私は感じるんですよ。就労イコール雇用であると。でも実際には、就労というのは雇用だけではなくて、自分で企業を起こして、事業体をつくって働くということも含まれるわけです。実際、日本の生協に当たるような、共同経営の事業体を自分たちで立ち上げて成功したということが、イタリアの映画で紹介されておりましたけれども、そういうような観点というのがとても欠けていると思うんですよ。ですので、共同してやるということなど、またなかなか難しいことがあると思うんですけども、就労イコール雇用であるというふうに決めつけてやるんじゃなくて、起業する、新しく会社をつくるみたいな、今、資本金1円で会社がつくれますからね。そういうようなことも含めて、施策を立てていく。例えば、起業の研修を行うとか、観点を少し変えて、自分たちで仕事をつくり出していくこともできるというようなこと、日本では、べてるの家というところで、実際に、それは障害者自体がやっているというわけではないので、ちょっと簡単には申し上げられないんですけども、べてるの家は、昆布という商品があってできていることで、それはなかなかどこでもまねできるものではないと思いますけれども、一つの参考例としてはそういうのもありますので、あまりに就労イコール雇用というふうに決めてかからないほうがいいのかというのが私の意見でございます。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

御意見ということでお伺いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、越智委員さん、どうぞ。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智と申します。

この間の専門部会の後に二つほどさせていただきました。取り上げていただいて、本当にありがとうございます。

一つ目は、スポーツに関してです。前回の会議のときは、障害者スポーツについて、全くデフリンピックとかのことがなかったので意見をさせていただきました。今回考えていただいて、まずオリンピック、スペシャルオリンピックス、それからデフリンピックとか、書いてありませんけ

ど障害者スポーツもポピュラーなものとして進めていくということで、それはいいと思います。

修正をお願いしたいところがあります。というか追加です。25ページです。教育面におきまして、新生児スクリーニングのときに障害が見つかったときの考え方が医療的なモデルだったので、そこを考えていただきたいということを申し上げました。それを取り上げていただいて、福祉、医療、教育など、と追加していただきました。

そこに、もう一つ追加していただきたいのは、教育の後に、できれば「当事者団体」という言葉を入れていただきたい。というのは、障害者支援法の成立以前に、私たち抜きで私たちのことを決めないでという取組がありました。それ以降において、当事者の意見を尊重するというようになってきましたけれども、教育面においてはまだまだ前の考え方が続いていると思います。

30年ぐらい前になりますけれども、東京都において、聾教育を見直そうということで、委員会が立ち上がったと思います。そのときに当事者の代表が選ばれなかったんです。私たちの団体は、それはおかしいのではないかということを行いましたけれども、都の答えとしては、専門家が集まって協議しているので、というような言い方で納めました。それはちょっとどうかなと思いついて、当事者こそが一番の専門家ではないかということで議論しました。その後、半年後ぐらいに、途中からやっと私たちの団体も入れていただくことができた、という経過もありましたので、「当事者団体」という言葉をそこにに入れていただきたいのです。そうしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○大塚部会長 ありがとうございます。

御意見ということでお伺いします。

高橋紘士会長、お願いします。

○高橋会長 すみません、発言は控えるつもりだったんですが、先ほどの就労支援のところ、障害者自らが参加できるような仕組みという御提案がありましたが、実は、労働者協同組合法という法律が前の通常国会で全会一致で成立いたしました。これは、障害者の就労参加、就労というか、自ら仕事をつくり出すという、そういう可能性を秘めた制度ですので、ぜひ、障害者もこの制度を活用する、それを東京都として後押しするんだということをこの計画の中に入れていただくと、47都道府県では初めてではないかと思っております。これは厚生労働省の所管でございますが、いろんな使い方ができる仕組みです。NPOと違いまして、民間はやっておりませんし、いろんな形態の就労という概念も非常に多様に考えられますから、ぜひ、一言でも入れていただくと、時宜にかなってよろしいかと思っております。一言だけ申し上げます。

○大塚部会長 はい、高橋会長、ありがとうございます。

御意見ということで、検討させていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。岩本委員さん、どうぞ。

○岩本委員 岩本です。ありがとうございます。

31ページのところですけれども、サービスを担う人材となっているので、限定的なところかと思うんですが、広く福祉人材というふうに見てはどうかと。ここでは、いわゆる福祉サービスの提供事業を中心に書いていますが、もう少し多様な人材という視点に立った記載があるといいと

思いました。ここでも何度も言っているところですが、例えば、ピアサポーターに関しては、地域移行のみならず、様々なところでの活用ということが言われていますし、先日出された令和3年度の障害福祉サービスの報酬改定案でも、ピアサポーターの専門性の評価ということが盛り込まれていることもあります。ピアだけではなくて、やはり地域共生社会という視点に立ったときに、地域のいわゆる市民感覚での人材というか、特に障害の理解促進というところでは、もう少し多様な人材という観点があるといいと思いました。意見です。よろしくをお願いします。

○大塚部会長 ありがとうございます。

福祉人材が、当事者の方まで範囲が広がって、もともとはピアカウンセリングからということで、ピアサポーターも、知的障害の方のピアということなので、広がっているということも含めて、伺おうと思いました。ありがとうございます。

ほかには、小日向委員さん、お願いします。

○小日向委員 この中で視覚障害の特別支援学校の問題が触れられていますが、今までは資格の取得やスキルの資格というふうに書いてありますが、私個人としては、卒業してからの問題が大変だと思うんです。私も当時の盲学校を卒業して、30年間病院で働いたんですが、医学というのは、やはり日進月歩を続けているんですね。視覚障害者は、ややもすると、院内でも取り残されてしまうということで、そういう点では、やっぱり盲学校を卒業してからの研修、卒後研修の場としての役割というか、機能もぜひ盲学校に持たせていただきたいなと思います。意見です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

御意見ということで伺いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

松尾委員さん、もし何か御意見があったらどうぞ。

大丈夫ですか、じゃあほかの委員さん、どうぞ。

白石委員さん、お願いします。

○白石委員 就労に関する部分なんですけれども、改めて見てみますと、一般就労のことが非常に強調されているのではないかと思います。それは当然の流れというか、当然力を入れていくべきところと思う一方で、30ページで、2として、福祉施設における就労支援の充実・強化というのが量が少ないということだけではないんですけど、少し何か力が入っていないような気がしないでもありません。30ページの3つめの丸のところに、「都は、福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう」と書いてあるんですけど、工賃を上げることも大切だと思いますけれども、この部分というのは、いわゆる「ディーセント・ワーク」というようなことで、とても重要な部分ではないかと思います。そういうことから、文言ですけれども、その下の「関係機関や区市町村等と連携して」の後に、やはり最前から出ている、好事例を紹介するなどして、という文言を加えて、それから「都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指す」というのは、ちょっと寂しい感じもするので、工賃水準に限らず、就労環境の向上のような形に文言を変えていただくのはどうかと思いました。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

具体的な提案、御意見ということでお伺いいたしました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、越智委員さん、それから、高橋儀平副会長。

はい、お願いします。

○越智委員 越智です。よろしく申し上げます。

私は、就労について専門じゃないんですが、昨日、たまたまあるセミナーに参加しました農林水産省の方の農福連携というテーマです。農業と福祉を連携させて、就労促進を行うという内容でした。農業は今、働き手が不足している。そして困っている。その中で、農業は、専門的な仕事はいろいろ幅広くやらないといけない。障害者には向かないというふうに今まで言われたけれども、合う仕事をうまく進めていけばきちんと仕事ができるというようなお話がありました。非常になるほどと思いました。そういうような観点がここには盛り込まれていないのではないかと思います。障害者の能力をうまく生かして、成り手が少ない、そういう部門と結びつけるというやり方があるのではないかとこのように思ったのですけれども、いかがでしょうか。東京は農業というのは少ないかもしれませんが、山奥とかいろいろあると思いますので、そういうことも検討できないかなというふうに思いました。

以上です。

○大塚部会長 事務局は何かありますか。農福連携も含めて。国の取組としては大きくなっていますけど。お願いします。

○濱口課長 御意見をありがとうございます。就労支援担当課長の濱口でございます。

先ほど、越智委員の話がございました農福連携につきましては、国も含めて、いろいろ取組が紹介されたりしているところでございます。

ただ、越智委員もおっしゃったように、現在、福祉就労では、事業者レベルで農福連携に取り組んでいる事業所は少ないため、なかなか取組の紹介はできていないところでございますけれども、御意見を踏まえまして、事例等があれば、また紹介できる機会等考えていきたいと考えてございます。

○大塚部会長 ありがとうございます。

よろしいですか、越智委員さん。

○越智委員 はい。

○大塚部会長 それでは、ウェブのほうから、高橋儀平副会長さん、お願いします。

○高橋副会長 ありがとうございます。高橋です。

私のほうからは、25ページと26ページの新たに追加されました、全ての学校における特別支援教育の充実についてです。御承知かと思えますけれども、昨年5月にバリアフリー法が改正されまして、学校のバリアフリー化がほぼ義務化されるような形になってまいりました。新設という形になりますけれども、そういうことを踏まえまして、ここの辺りの書きぶりがどうしても特別支援教育、インクルーシブ教育をうたってはいるんですけれども、例えば、26ページの丸の二つ目を御覧いただきたいと思っておりますけれども、知的特別支援学校の在籍者数の将来推計を踏ま

えて、学校の施設や増改築をはじめとして、というような記述がありますが、今、障害を持っている児童・生徒が増加しているのは、特別支援学校に限らず、普通学校の中でも増加をしている。そういうことを踏まえて、学校のバリアフリー化、避難所の問題もありますけど、そういうことが急速に進められようとしています。これは文科省が主導になってやっておりますけれども、例えばここでも、特別支援学校だけではなくて、普通学校での児童・生徒数の増加、そういうようなことも踏まえていただきたいと思います。

その下に、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒という書き込みがありますが、いくつか教育環境という言葉がありまして、どちらかという、ソフト的な教育環境を意味するのかなという感じがしますが、例えば、四つ目の丸に「医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒」とありますが、こちらも普通学校での児童数が増えていることは間違いない事実であり、特別支援学校だけには限りませんので、ぜひ、法の改正等を踏まえ、あるいは社会環境、共生社会の意味づけも踏まえて、インクルーシブ教育のもう一つの要である学校施設のバリアフリー化、通常の学校施設のバリアフリー化についても記述を追加をしていただきたいと思います。

以上であります。

○大塚部会長 ありがとうございます。

高橋先生、御意見ということでよろしいですか。

○高橋副会長 はい、意見ですけども、ぜひ追加しなければいけないでしょうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大塚部会長 バリアフリーを含めて。少し足す、中身を濃くするということで。

ほかにはいかがでしょう。

小澤委員、どうぞ。

○小澤委員 小澤です。

墨字資料で24ページに、障害児支援の提供体制の記述がありまして、丸の二つ目がアンダーラインが書かれているんですけど、特に、児童発達支援、放課後等デイサービスと書いてあるんですが、放課後等デイサービスについては、着実に整備が進んでいるというか、むしろこれは非常に大きな社会問題になっているところでもあったわけですよ。着実な整備という以上に、非常に多くの事業者がいらっしゃる。そこをどう考えるかというのは非常に大きな背景になっているところがあるので、そうすると、次の支援の質を確保する取組というのは、ちょっと弱いなど、記述を読んでいて。この話は、もう少し、はっきり支援の質を評価する仕組みの確立と、それに基づいて質を確保する。そういうことをきっちり書かないと、前段のところは何となく穏やかに書かれているんですけども、この話は非常に大きな課題の一つであって、この急増問題、その他、いろんな問題が潜んでいるわけですね。だから、そこをもうちょっと表現をしっかり書いたほうがいいんじゃないかなと思ったのが、私の意見と言えれば意見なんですけど、要望でもあります。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

書きぶりですけれども、着実に整備が進んだというよりは、一気に整備が進んでしまい、様々な質に課題を抱える事業所がある、そういうところをどのように質を担保していくかということが課題になっていると、そういう文脈ですよ。

はい、検討させていただきます。

ほかには、いかがでしょうか。

ウェブのほう、いかがですか。

小川委員さん、どうぞ。

○小川副部長 ありがとうございます。

28ページの就労支援に関わる目標設定についての記述ですが、28ページの4つ目の丸、黒丸の4の、「なお、今後、引き続き、就労支援を取り巻く環境の変化や動向を注視し、将来的には、目標設定の在り方について検討する必要があります。」この部分ですけれども、やはり東京都は、全国に比べて、非常に独自の環境にあるので、独自に目標設定をすべきというのが、毎回、お願いをしている観点です。したがって、環境がどう変化していくというよりも、東京は、都立の特別支援学校からの就労率が非常に高いこと。それから、区市町村の就労支援事業が各区市に整備されていること。そして、大企業による雇用が非常に進んでいること。これらの要因を勘案すると、国の基準は参考にしつつも、都独自のエビデンスに基づく設定が必要であると思いますので、将来的にということではありますが、ぜひ、次回ぐらいのところから、もう一度御検討いただきたいということが1点です。

それから、中小企業に対する就労支援、要は中小企業における雇用の促進というのが、都が何としても改善していかなければならない課題であります。東京都は、45.5人から100人までのところのエリアの雇用率は1%を大きく下回っているという、これも国全体で見ると非常に特異な状況にあります。

ここを上げていくためには、地域の中小企業の雇用というところに着目しないと、大企業の雇用のところを頼ってはいは、ここの改善を図っていくことは難しいと思います。ただ、全体の動向としては、区市町村の就労支援事業が大企業における就労の定着支援にかなり労力を取られていますので、地域の中小企業を新たに開拓して、雇用を創出していくということが難しい現状かと思えます。

少し長くなりましたが、就労継続支援ABが地域の中小企業に丁寧に送り出していけるように、また、就労移行支援が地域の中小企業にもっと送り出していけるように、重点の置き方ということを少し文面に表していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

○小川副部長 すみません、もう一点よろしいですか。

○大塚部会長 はい、どうぞ、続けて。

○小川副部長 あと、農福連携についてですが、新たな職域を開拓するという意味で、農福連携は非常に重要な観点ではありますけれども、一方、農福連携の抱える課題として、企業が直接雇用

するのではなくて、第3の機関を使って、アウトソーシングで農福連携で雇用率のカウントを上げていくという、ここが一つの課題になっていますので、農福連携というキーワードで直接、この促進を表していくのではなくて、新たな職域の開拓というような表現をされてはいかがでしょうか。

○大塚部会長 ありがとうございます。

最後は具体的な提案ということで。それから、東京都独自というか、固有のところがあって、国の指針とちょっと離れて、むしろ東京都が進んだ部分についてはその書き方も含めて、今後の課題になるかもしれませんけれども、考えていくということは大事だと思います。

何か事務局としてありますか。東京都がある意味、先を行っている部分も含めて、就労支援における固有なものについて。

○梶野課長 御意見を踏まえて引き続き検討してまいります。

○大塚部会長 分かりました。多分、長期的な検討課題ということになるかもしれませんが、お願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

ウェブのほうから、山下委員さん、お願いします。

○山下委員 何度も言っているのですが、今日はあまり意見を言わないでと思ったんですけども、25ページの上から四つ目の丸なんですけれども、障害児入所施設の「入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、支援の在り方について、関係機関が連携して検討していくことが必要である」というふうに書かれているんですが、今年度、18歳になった児童が卒業していくということについて1年間延期がされたんですよね。このような書きぶり、3年間の計画の中で、本当に障害児入所施設の児童たちが、適切なところに移行できるのでしょうか。

国の指針や何かの中では、ソーシャルワーカーを配置して、積極的に進めていくとかというようなことが出ていて、連携すればできるような代物ではないと、僕は何度か発言をしてくれていると思うんですけど、もう少し強化をしないと、これは来年度に限ったことではありませんけれども、児童の入所の子供たちが、入所施設に移行すればいいなんていうことではなく、地域で暮らすこともあるだろうし、家庭復帰もあるだろうし、そこにきちんとした手を入れていくということが提案されないと、まずいんじゃないかなというふうに思っております。文言については具体的にこうというわけではないけど、連携を検討するぐらいでは、とても移行は難しいんじゃないかなというふうに思っています。

以上でございます。

○大塚部会長 ありがとうございます。

これについては、事務局、御意見ありますか。

多分、18歳以降をどのような場所に置いて、あるいは、どのような支援を受けながらと、ハードもソフトも含めてだと思っただけです。例えば、小規模な住居であるとか、グループホームも含めて、18歳以降に移行していただくということ。そのためには、きちんと支援をしないと、そ

うはいかないということなので、全体としてどんな方向性で18歳以降の人たちをケアしていくかということだと思っんですけど。

○梶野課長 御案内のとおり、今回、国において、調整の枠組み等について検討する期間ということ踏まえて、1年間延長された経緯がございます。そうした国の検討状況も踏まえつつ、都においても関係者、関係機関による議論の場を来年度設定しようとしております。そうした中で、どういった観点から進めていくか、関係者の御意見もいただきながら、さらに検討・調整を図っていきたいと考えております。

○大塚部会長 ありがとうございます。

書きぶりも含めてまた検討していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

山下委員さん。続けてどうぞ。

○山下委員 児童の入所施設から18歳で出なくてはいけないというときに、あまり言いたくないんですけども、結局、また都民が全国に出ていくんですよ。入所施設もそうですし、都民を専門に受け入れる東北のグループホームと言っていますが、グループホームじゃないところに行くみたいなことになっていて、本当にせっぱ詰まった問題で、従前からその問題というのは解決し切れていないと思うんですけども、この問題をこの書きぶりだけの問題ではなく、真剣に捉えていかないと、障害児の入所施設にいた子供たちが、東京都内ではないところにみんな散っていつてしまっている現実もぜひ踏まえていただきたいなと思っています。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

18歳以降も次の場所がないと、全国でまた都外施設を利用するということになるので、まさに「最善の利益」の観点からは、東京都内において生活ができるような仕組みをつくらなければならないと。

ほかにはいかがですか。

高橋先生、どうぞ。

○高橋会長 今の話は、ある意味では、東京の福祉の宿痾みたいなところがあって、私はもう何十年前に、御承知のように、正村公宏先生という専修大学の教授で、お子様が知的障害をお持ちの方で、福祉が分かる経済学の珍しい方なんですけど、その方が、東京都で地域福祉の検討をしたときに、もう何十年前ですよ。「都外施設がある間は、東京都は地域福祉を言葉にする資格がない」とおっしゃっているんです。このことは、僕は今でも強烈に覚えております。

しかし、とても悲しい話は、実は都外施設をつくったとき、実は革新都政だったんですね。そのときは本当に手段がなかったから、やらざるを得なかった。だから、そういうことをやったことが、御指摘いただいたように、今の子供たちにも大変大きな問題を引き起こしているというのは、簡単に済まない話なんですけど、少なくとも、事務局としては、肝に銘じておいていただきたいことなんです。正村先生がそのことをおっしゃって以来、ずっと心の中に響いておりますので、私の立場として、一言だけ申し上げさせていただきます。

○大塚部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、前半、後半含めて、全体として、あるいは、そのほかのことについても、御意見がある方はどうぞ。

佐々木委員さん、お願いします。

○佐々木委員 都盲協の佐々木です。

5ページ、情報バリアフリーの推進ということで、これは非常にありがたいことで、視覚障害者にとっては、情報のバリアというのは、教育上の大きな要因ですので。これについて、私たちに及ぶところなんですけれども、具体的に、ここまで言及してくれたらありがたいんですけど、例えば、情報バリアフリーについて、視覚障害者がアクセスしやすいように整備するということが一つ。

もう一つは、アクセスするとき、情報網だけではなくて、視覚障害者自体のデジタル技術向上のために、講習等の支援活動をするとか、そういうようなことを含んでいるような、文面を多少膨らませていただけるといいなと思ったんですが。

○大塚部会長 ありがとうございます。

具体的な提案ということで、検討させていただきます。

ほかにはいかがですか。

越智委員さん、どうぞ。

○越智委員 越智です。

ただいまお話がありました、デジタルバリアフリーについてですが、私も同じ意見です。コロナになって、手話通訳者たちの感染を防ぐために遠隔手話通訳、オンラインの手話通訳が始まりましたけれども、機械やシステムの整備なんですけど、肝心の聾啞者がほとんどそういうデジタルを使えないという状況があります。高齢の聾啞者は使えないんです。そもそも遠隔通訳とは何ですかということで、理解していない方が多い、そういう現状があります。せっかくシステムは用意したのにほとんど使いこなせない状況にあります。当事者がデジタルの学習をするということは、非常に大切なキーワードであると思います。そこを検討していただきたいと思います。

○大塚部会長 ありがとうございます。

御意見ということで。

デジタル技術の意義ですよね。それをきちんと受けて。

岩本委員さん、どうぞ。

○岩本委員 岩本です。ありがとうございます。

今のお二人の委員さんの言葉に触発されたのですが、ちょうど私も市の自立支援協議会で、いわゆる情報の様々なツールについて学習しているところでした。、本当に様々なものが開発されていて、その使い勝手も様々で、当事者の方もそういったいろんなツールがあるということをお聞きしない状況があったり、支援者があまりそのことについて知識がないことがあげられていま

した。なので、こういった様々なデジタル技術、様々な意思伝達のツールを分かりやすく紹介する情報提供がまず必要だと思います。

それから、今、越智委員もおっしゃっていましたが、何かツールを使うのに、使いこなすまでに本当に根気が必要で、器具を渡されるだけではなく、きちんと使えるようにサポートする、そういった支援も必要であるということも、当事者の方がおっしゃっていました。この辺りのことも含めて、情報バリアフリーの充実を捉えていただけるといいと思いました。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

貴重な御意見ということで。

ほかにはいかがでしょうか。

菊地委員さん、どうぞ。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

もう一度、トータルということで、自分たち精神障害者の立場から、17ページの精神科病院から自立生活への移行に関してですけれども、ここに書いてある書き方がすごい一般論的な書き方で書いてありまして、現実が一番問題点になっているのは社会的入院の解消ということなんですね。17ページの上から三つ目の丸で、社会的入院ということが書いてありますけれども、退院促進に向けた働きかけや地域との調整等を進める必要があるとパッと書いてあるんですけど、実際にネックになっているのは、住まいの問題なんです。グループホームですとか、ほかの住居になかなか移れないと。いろんな保証の問題もあって移れないということもあって、それが退院が進まない一つの大きな原因なんですよ。ですので、この社会的入院を解消するということが、なかなかできていないというのが現実なんです。ですので、もう少し踏み込んだ表現で、そのために住居を確保する、グループホーム等の住居を確保するように取り組む必要があるみたいな、そこまで踏み込んでいただけないかという提案です。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

住居については、国土交通省との連携も含めて、大切なことで。

高橋先生、お願いします。

○高橋会長 全国居住支援法人協議会の顧問もしておりますし、また、この方面の仕事を最近集中的にしておりますので、一言申し上げますと、やはり精神障害であっても、様々な障害があっても、住宅セーフティーネット制度の住宅（確保要配慮者）の中には、障害者がはつきり入っているんですね、法律の段階で。しかしながら、現実には、なかなか難しいというのは、家賃の問題がありますし、住宅手当は住宅扶助の範囲でしか、生活保護を受けないとできないとか、そういうこともあります。障害者の住まい方はグループホームだけではないと思っています。多様な人たちが共同居住をするという方式はあり得るだろうと思っていて、それをコーディネートするところを地域の協議会も含めて、様々な相談センターをつくる。そうしないと、数量的に間に合いませんから。社会的入院を温存するという結果にもなりますから、そこら辺のことを含めた、居

住支援法人を活性化しながら、障害者の住まいの問題を、単に福祉施設だけではなく、本格的に考えるようにということ、住宅政策本部と福祉保健局が共同してやるというようなことは、ぜひ、問題意識をこの計画でも持って、東京都の居住支援協議会にも、この議論を出していただきたいと思います。

以上でございます。

○大塚部会長 どうもありがとうございました。

御意見ということでお聞きいたしました。

ほかにはいかがでしょうか。

ウェブの方はいかがですか。

それでは、今回の協議は以上でよろしいでしょうか。

それでは、皆さんの御意見をいただいたということで、本専門部会は昨年8月以降、次期計画策定に向けて、調査・審議してまいりました。計画策定に関する審議は、本日で終了ということになります。

本日の議論の内容を踏まえて、改めて提言案を整理して、専門部会からの提言案として次回の総会へ報告したいと思います。

今日、様々な御意見をいただきました。専門部会としての提言案の最終的な取りまとめということになりますけれども、私に御一任いただけるということでよろしいでしょうか。

それでは、まとめさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。それでは、事務局から、事務連絡等をお願いいたします。

○梶野課長 ありがとうございます。

本日は活発な御議論をいただき誠にありがとうございました。今、部会長からお話がありましたとおり、本日いただいた御意見の中には、提言への反映を検討するもの、また、今後、具体的な施策の検討に当たり参考にさせていただくものなど、いろいろとあろうかと思えます。部会長と御相談しながら整理してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、お話がございましたように、第3回の総会は、3月の開催を予定しております。開催方式につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等も見ながら検討いたしますが、今回と同様併用方式とすることを考えております。詳細は別途御連絡させていただきます。年度末の非常に御多忙な時期とは思いますが、委員の皆様におかれましては、御出席のほどお願い申し上げます。

なお、参考資料等につきましては、次回もこちらで御用意いたしますので、机上にそのままお残してください。

またお車でお越しの委員は、駐車券の御用意がございますので、どうぞおっしゃってください。

事務局からは以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

○大塚部会長 それでは、本日の拡大専門部会は議事を全て終了いたしました。これで閉会とさせていただきます。皆様の御協力の下で、様々な御意見をいただきました。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後 4 時 4 3 分 閉会)